

成年後見制度の利用を考えている皆さんへ

ー 申立費用の助成について ー

富山市では、成年後見制度の利用にあたり、申立費用を負担することが困難な方に対して必要な費用の助成を行っています。

申立費用の助成対象となる方

申立人種別	被後見人等（本人）による申立の場合 （被後見人等が申立費用を負担する場合）	親族による申立の場合
助成金申請者	申立人（被後見人等）または後見人等	申立人である親族
審査対象	・被後見人等及びその同一世帯全員	・被後見人等及びその同一世帯全員 ・申立人及びその同一世帯全員
資力等の要件	被後見人が市内に住所を有しており、審査対象者が次のいずれかに該当するもの （１）生活保護を受けている者 （２）次の要件をすべて満たす者 ア. 市区町村民税が非課税である イ. 年間の収入見込額が150万円以下 ウ. 株式や生命保険等、すぐに資金化することができる資産を所有しないこと （３）その他費用を負担することが困難であると市長が認める者（※1）	

※1 事前に市役所担当課へご相談ください

その他の要件：申立費用の助成対象チェックリスト

資産について

- ☐ 被後見人等が属する世帯全員及び申立人が属する世帯全員は、株式や生命保険等、すぐに資金化することができる資産を所有していない。

後見人等について

- ☐ 審判請求により選任された後見人等（申立書に記載する候補者）は、民法第725条に規定する親族（※2）ではない。

その他助成制度の利用について

- ☐ 富山市以外の自治体又は団体等が実施する申立費用に係る助成金を受給しない。

上の表の要件を満たし、かつ、この3つの要件を満たす方が申立費用助成の対象です。

※2 配偶者・六親等内の血族・三親等内の姻族

申立費用の助成対象経費

- | | | |
|------------|----------------|--------------------|
| ① 申立用収入印紙代 | ② 登記用収入印紙代 | ③ 家庭裁判所提出用郵便切手代 |
| ④ 診断書作成料 | ⑤ 戸籍等取得に係る手数料 | ⑥ 親族の意見書作成に係る郵便切手代 |
| ⑦ 鑑定費用 | ⑧ その他、市長が認める費用 | |

△ 弁護士や司法書士へ依頼した書類作成代行の報酬は助成の対象外

申立費用助成の流れ

申立準備	要した費用が分かる領収書等は、助成金の申請まで保管しておく
制度利用開始の申立て	家庭裁判所へ後見開始等の審判申立を行う
審判確定 （後見人等の選任）	被後見人等が申立費用を負担する場合は、富山市の助成金の申請を予定している旨を後見人に伝えておく
助成金支給申請	審判確定から6ヵ月以内に、市役所担当課に申請書と添付書類を提出 市役所担当課 被後見人等が65歳以上の高齢者の方：長寿福祉課 被後見人等が65歳未満の障害者の方：障害福祉課
支給決定通知書送付 助成金振込み	担当課より申請者に決定通知書を送付 通知書に記載した振込予定日に助成金を振込みます。

助成金申請の際に必要な書類

チェックリストを使って、必要な書類をご確認ください。

申立人について	添付書類一覧の該当項目	申立人及び被後見人等、その同世帯員
☐ 被後見人等本人		受給しているもの
☐ 被後見人等が単身世帯	①	☐ 障害年金
☐ 被後見人等に同一世帯員がいる	①・②	☐ 遺族年金
☐ 申立人（被後見人等と同居の親族）	①・②	☐ 特別児童扶養手当
☐ 申立人（被後見人等と別居の親族）		☐ その他
☐ 被後見人等が単身世帯	①・③	
☐ 被後見人等に同一世帯員がいる	①・②・③	☐ 上記の収入はない

添付書類一覧

① 申請する方全員に 必ず提出いただく書類	☐ 後見人等の決定を受けたことが分かる書類 ▶ 確定証明書・登記事項証明書等 ☐ 後見開始等審判の審判書謄本の写し ☐ 申立てに要する費用が分かる書類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象費用</th><th>必要書類（例）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立用収入印紙代</td><td rowspan="3">審判確定後に家庭裁判所から 送付される費用返還通知書の写し</td></tr> <tr> <td>登記用収入印紙代</td></tr> <tr> <td>家庭裁判所提出用郵便切手代</td></tr> <tr> <td>診断書作成料</td><td rowspan="3">切手・書類取得時の領収書</td></tr> <tr> <td>戸籍等取得に係る手数料</td></tr> <tr> <td>親族の意見書作成用郵便切手代</td></tr> <tr> <td>鑑定費用</td><td>保管金提出書の写し</td></tr> </tbody> </table> ☐ 被後見人等の収支状況及び資産状況が分かる書類 ▶ 申立ての際に家庭裁判所に提出する収支予定表、財産目録の写し ▶ 通帳の写し（表紙、通帳を開いた1・2ページ目）▶ 生活保護受給証明書	対象費用	必要書類（例）	申立用収入印紙代	審判確定後に家庭裁判所から 送付される費用返還通知書の写し	登記用収入印紙代	家庭裁判所提出用郵便切手代	診断書作成料	切手・書類取得時の領収書	戸籍等取得に係る手数料	親族の意見書作成用郵便切手代	鑑定費用	保管金提出書の写し
対象費用	必要書類（例）												
申立用収入印紙代	審判確定後に家庭裁判所から 送付される費用返還通知書の写し												
登記用収入印紙代													
家庭裁判所提出用郵便切手代													
診断書作成料	切手・書類取得時の領収書												
戸籍等取得に係る手数料													
親族の意見書作成用郵便切手代													
鑑定費用	保管金提出書の写し												
② 被後見人等と同一世帯の方が いる場合に提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☐ 世帯全員が記載された住民票の写し ☐ 世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの												
③ 申立人が 被後見人等と別居の場合に 提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 申立人とその同一世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☐ 世帯全員が記載された住民票 ☐ 申立人とその同一世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの												
④ 該当する収入がある場合に 提出いただく書類	☐ 該当する収入について、受給額がわかる書類 ▶ 給付決定通知書・入金記録のある預金通帳など												

※その他、確認を要する事項について書類の提出を求めることがあります。

申立費用（審判請求費用）助成金の支給申請・お問合せ先

被後見人等が65歳未満の障害者の方：障害福祉課（市役所1階東館）/ 076-443-2207

被後見人等が65歳以上の高齢者の方：長寿福祉課（市役所3階東館）/ 076-443-2044